

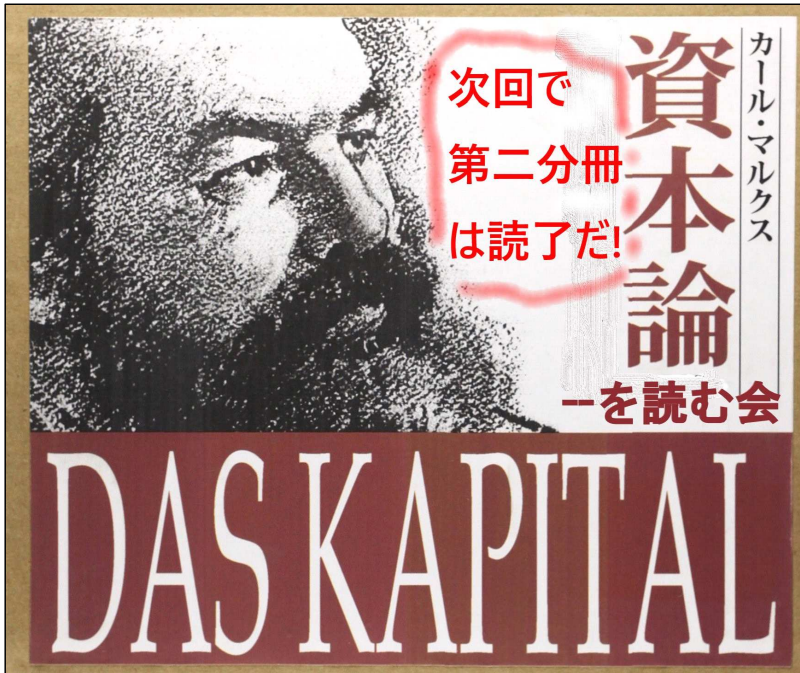
DAS KAPITAL

11月学習会の案内

第45回「資本論を読む会」

日時：11月29日（火）

午後6時30分 Zoom開催



「第9節 工場立法(保健・教育条項)。イギリスにおけるその一般化」(続きP516～)と「第10節 大工業と農業」(P532～)

10月31日開かれた「資本論を読む会」には8人が参加。いよいよ第9節「工場立法…」に入りましたが、今回は515ページまでで一区切り。次回はこの続きと、第10節に入ります。これで岩波文庫・資本論の第二分冊は終了します。

今回のレポートはSUGIさんからお願いしました。内容は特に難しいというものではないのですが、

論議になったのは、工場立法が、労働者に対して「貧弱ではありながらも、初等教育を労働の強制条件として宣言した」「将来の教育の萌芽は、工場制度から発したのである」(500p)などという文言から始まる「社会主義社会」における教育問題でした。この辺りの書きぶりはフランス語版とドイツ語版とでは「ニュアンスはかなり違って来る」という解説本もあったりして…。もうひとつ、工場立法が「家族制度を解体する」「家族と両性関係のより高度な形態のための新しい経済的基礎を創出する」(511p)なんて書き方が、今の統一協会問題につながるかもーホットなテーマも…。

宿題は第3巻に書かれているという、資本家の「熱狂的な反抗」(498p)とは?について。さらに前回宿題となっていた「児童労働調査委員会や工場監督官などの時代的背景」は誰も調べてきませんでしたので継続です。

終了後の懇親会では、T座長は腰の手術で「糖尿病だったことが発覚した」ということで糖質ゼロビールで参加。11時半頃まで続きましたが、楽しくやりました。

第三分冊から参加する方も歓迎します。「みんなと一緒にやれば何とかなる」精神ですよ。

☆「資本論を読む会」の最初からの資料は下記ホームページでご覧になれます。

◎ <http://socialistho.cafe.coocan.jp/>「資本論を読む会」オープン・コーナーにあります。

レポーターから --Sugi

第9節「工場立法(保健・教育条項)。イギリスにおけるその一般化」(497頁～516頁)

- 「工場法の立法化は、生産過程の自然発生的な態容(姿、様相)に対し、最初の意識的な計画的な反作用であり、大工業の必然的産物である。」とマルクスは提起。工場法内の保健条項と教育条項の解説と論評を展開している。
- 工場法の教育条項は全体としては貧弱ではあるが、初等教育を労働のための強制的条件として宣言した。その成果は、筋肉労働を教育および体育と結びつけることの可能性をはじめて実証した。工場監督官は、工場児童が正規の昼間生徒の半分しか授業を受けていないのに、それと同じかまたはしばしばそれよりも多くを学んでいることを発見した。「半労半学の制度は、それぞれ一方を他方にとっての休養および気晴らしとするものであり、どちらか一方を中断なしに続けるよりもずっと適当である。」と評価している。
- ロバート・オーエンにおいて、未来の教育の萌芽が出てきた。この教育は一定の年齢から上のすべての子どものために生産的労働を学業および体育と結びつけようとするもので、それは単に社会的生産を増大するための一方法であるだけでなく、全面的に発達した人間を生みだすための唯一の方法でもあるのであると、評価している。
- 工場立法は、資本からやっともぎ取った最初の譲歩として、ただ初等教育を工場労働と結びつけるだけだとしても、少しも疑う余地のないことは、労働者階級による不可避的な政権獲得は理論的および実際的な技術教育が労働者学校において然るべき席を獲得するであろうということである。
- 大工業は古い家族制度とそれに対応する家族労働との経済的基礎とともに、古い家族関係そのものをも崩壊させる。子どもの権利が宣言されざるをえなくなった。